平成２５年（フ）第１５２９号
愛知県知多郡武豊町字下門133番地
債務者　菅原　和絵
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７８５号
神戸市北区南五葉２丁目４番３―408号、従前の住所神戸市北区鈴蘭台南町９丁目２番７－B103号
債務者　山下満利子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９５号
神戸市垂水区福田１丁目８番26―101号
債務者　朝芝　　瞳
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８０３号
神戸市灘区永手町５丁目３番18―702号、従前の住所さいたま市南区大谷場１丁目14番３号　MYハイム201号室
債務者　藤巻　　鷹
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９号
長崎県島原市湊道１丁目7036番地
債務者　酒井千恵子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
長崎県佐世保市白岳町772―１　吉福ハイツ205、住民票上の住所長崎県佐世保市有福町51番地
債務者　丸田　聡美（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
熊本県荒尾市荒尾936番地６
債務者　鶴田　隆弘
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２１２号
青森市赤坂１丁目34番１号　県営住宅23―２－２
債務者　織田瑠璃子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１３号
青森市赤坂１丁目34番１号　県営住宅23―２－２
債務者　織田　安浩
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３８号
熊本市東区東野１丁目13番16号
債務者　谷口祐充子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市下の原町843番地
債務者　近藤　賢俊
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
長崎県佐世保市田の浦町131番地37、旧住所長崎県佐世保市田原町６番６号　春陽館大野402号
債務者　黒井奈央子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
青森県八戸市小中野８丁目12番18号　ドリームマンション403号、前住所青森県八戸市小中野４丁目５番３号
債務者　里村　武士
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１８４７号
名古屋市天白区向が丘２丁目1003番地　ヒルズ平針106号
債務者　NAKAMURA　MARIA　LUISA　RAMOS
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９３号
静岡県富士市松岡605番地の１　コーポラスエターナル303号、前住所静岡市駿河区丸子新田537番地の１　メゾンカルム103号
債務者　飯塚　美和
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１２０９８号
東京都大田区大森西３丁目９－１―406
債務者　三浦　　薫
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２１１１号
東京都府中市是政３丁目43―５―103
債務者　鶴見　義雄
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部